

令和8年度 応急手当普及員養成講習のご案内

◇応急手当を学び、多くの人に広めましょう！

- 急変した傷病者を救命し、社会復帰させるために必要となる一連の行いを「救命の連鎖」(図参照)といいます。
- 「救命の連鎖」を構成する4つの輪がすばやくつながると救命効果が高まります。

図 [救命の連鎖]

「救命の連鎖」の最初の3つの輪は、**現場に居合わせた方**によって行われることが期待されています。



◇応急手当普及員養成講習とは

- 応急手当普及員は、地域の方や事業所の職員の方を対象に**応急手当を指導することができる認定資格**です。
講師として、自らが所属する事業所や自治会内で普通救命講習を開催することができます。
- 3日間の講習で、自ら応急手当の知識、手技を身につけるとともに、他者への指導方法を学びます。

◇講習会の日程

地域	講習場所	開催時期 ※各講習とも3日間	時間	定員
東部地区	鳥取消防署 (鳥取市吉成640-1)	第1回：令和8年7月27～29日(月～水) 第2回：令和8年11月28,29日, 12月6日(土,日,日)	8:30～17:00	30名
中部地区	倉吉消防署 (倉吉市八屋307-4)	第1回：令和8年8月17～19日(月～水) 第2回：令和8年12月5,6日, 13日(土,日,日)	8:30～17:00	30名
西部地区	鳥取県消防学校 (米子市流通町1350)	第1回：令和8年8月3～5日(月～水) 第2回：令和8年12月12,13日, 20日(土,日,日)	8:30～17:00	30名
西部消防局では、西部地区の医療資格者、教職員を対象とした応急手当普及員養成講習を開催しています。 日程、開催場所、申込期間等の案内は西部消防局のホームページをご確認ください。▶ (URL : https://www.tottori-seibukoiki.jp/2169.htm#ContentPane)				



※申込方法は次ページ、カリキュラムは4ページにあります。

講習に関する問合せ先

【発行元】鳥取県消防防災課	鳥取市東町一丁目271	☎0857(26)7065
鳥取県消防学校	米子市流通町1350	☎0859(27)0353
鳥取県東部広域行政管理組合消防局	鳥取市吉成640-1	☎0857(54)1218
鳥取中部ふるさと広域連合消防局	倉吉市福守町415-2	☎0858(29)5122
鳥取県西部広域行政管理組合消防局	米子市両三柳5452	☎0859(35)1959

◇募集期間

- 第1回：令和8年6月2日（火）～令和8年7月2日（木）午後3時まで
○第2回：令和8年10月1日（木）～令和8年11月5日（木）午後3時まで

◇申込方法

▼各地区ごとの申込み方法はこちらです

希望地区	申込方法	申込先
東部地区	申込書(※)を申込先に提出してください。 (提出方法)・電子メール ・ファクシミリ ・郵送	鳥取県消防学校 所在地：〒689-3547 米子市流通町1350 電子メール：shobogakko@pref.tottori.lg.jp ファクシミリ：0859-27-5972
中部地区		
西部地区	次のいずれかの方法でお申込みください。 ①申込フォームからWeb上で申込み ▶  ②申込書(※)を電子メール、ファクシミリ、又は郵送で申込先に提出	鳥取県西部広域行政管理組合消防局 警防課救急室 所在地：〒683-0853 米子市両三柳5452 申込フォームURL： https://www.tottori-seibukoiki.jp/2183.htm 電子メール：kyukyushitsu@tottori-seibukoiki.jp ファクシミリ：0859-35-1961

(※)申込書「応急手当普及員養成講習申込書」(3ページ参照)に必要事項を記入してください。

申込書は、鳥取県公式ホームページ(とりネット)からダウンロードできます。

応急手当普及員養成講習のホームページ(とりネット)はこちら▶



(URL：<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=258007#moduleid528280>)

◇受講に必要なもの

- 受講料は無料ですが、テキスト「応急手当指導者標準テキストガイドライン2020対応」(税込3,960円)を事前に購入するなどして、当日、各自が必ず持参してください。

◇当日・受講後について

- 午前8時20分から会場で受付をします。
○実技がありますので動きやすい服装でご参加ください。
○受講者に、感染防止対策として人工呼吸時に使用するキーホルダー型フェイスシールドを進呈します。
○修了した方に「**応急手当普及員認定証**」を交付します。
(認定証の有効期限は3年間です。有効期限内に各消防局が開催する再講習(3時間)を受講することで資格認定を継続することができます。)

資格を活かして応急手当講習を実施しましょう！

- 自らが所属する事業所等の職員や自治会内の住民を対象に普通救命講習を開催することができます。
○講習会で必要な資機材(心肺蘇生人形、AEDトレーナーなど)は、消防署で借りることができます。
○開催した普通救命講習の受講者名簿を消防署に提出しますと、消防署から「普通救命講習修了証」を交付しますので、受講者に修了証をお渡しすることができます。

応急手当普及員養成講習受講申込書

1 所属名（事業所名等）

2 氏名（フリガナ）

3 連絡先

〒 _____

住所 _____

電話番号（携帯）（※） _____

（所属先・自宅等） _____

電子メール _____

（※）気象警報発表等により講習会を中止（延期）する場合など、急なご案内が生じたときに
使用しますので、土日等でも連絡の取れる連絡先をご記入ください。

4 希望受講会場 * 希望会場に○を記入して下さい。

東部会場（ ）

中部会場（ ）

西部会場（ ）

※記載いただいた個人情報は、普及員養成講習申込以外の目的には使用いたしません。



応急手当普及員養成講習 カリキュラム

	時 限	時 間	講 習 項 目	細 目	形 式
1 日 目	1	08:30～09:20	基礎医学	応急手当に必要な解剖・生理	講 義
	2	09:30～10:20			
	3	10:30～11:20	基礎知識	応急手当の重要性・応急手当普及員、 指導員制度・応急手当の対象者 等	
	4	11:30～12:20			
	昼 休 憩				
	5	13:10～14:00	救命に必要な応急手当の 基礎実技	心肺蘇生法（成人、小児・乳児）	実 技
	6	14:10～15:00	その他の応急手当の 基礎実技	熱傷・止血・包帯法・固定法・搬送法・ 保温・体温管理 等	
	7	15:10～16:00			
	8	16:10～17:00			
2 日 目	1	08:30～09:20	基礎医学	感染防止	実 技
	2	09:30～10:20	救命に必要な応急手当の 基礎実技	心肺蘇生法（成人）	
	3	10:30～11:20		心肺蘇生法（小児・乳児）	
	4	11:30～12:20			
	昼 休 憩				
	5	13:10～14:00	指導技法	指導技法	実 技
	6	14:10～15:00	救命に必要な応急手当の 指導要領	心肺蘇生法（成人）	
	7	15:10～16:00		心肺蘇生法（小児・乳児）	
	8	16:10～17:00			
3 日 目	1	08:30～09:20	救命に必要な応急手当の 指導要領	心肺蘇生法（成人）	実 技
	2	09:30～10:20		心肺蘇生法（小児・乳児）	
	3	10:30～11:20			
	4	11:30～12:20	資機材の取扱要領	講習で使用する資機材の取扱要領	
	昼 休 憩				
	5	13:10～14:00	各種応急手当の組み合わせ・ 応用の指導要領	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	実 技
	6	14:10～15:00			
	7	15:10～16:00	効果測定と指導内容に関する 質疑への対応	○効果測定 ○指導内容に関する質疑への対応	
	8	16:10～17:00			